



# NEWS

FUKUE CHAMBER OF COMMERCE & INDUSTRY

## 福江商工会議所ニュース



**祝!**

2022年1月28日

### 五島列島(下五島)ジオパーク認定

日本ジオパーク委員会から、五島市が、貴重な地形や地質が残る自然公園「日本ジオパーク」として認定されました。

世界遺産、日本遺産に続く日本ジオパーク認定が、地域経済の活性化や郷土への愛着や誇りをより強くする契機となることが期待されます。



### 《お知らせ》 第28回五島椿まつり開催中止

令和4年2月19日～2月27日までの期間で開催予定であった「第28回五島椿まつり」は、新型コロナウイルス感染状況を踏まえ、全てのイベントを中止することになりました。

#### 本誌の主な内容

- 令和4年 新年祝賀交歓会開催
- 福江商工会議所青年部(福江YEG)会員募集
- 福江商工会議所女性会会員募集
- 中小企業相談所より ・マル経融資 ・小規模企業共済制度
- 中小法人・個人事業者のための事業復活支援金
- 飲食店等に対する営業時間短縮要請に伴う協力金について
- 令和4年3月までの雇用調整助成金の特例措置等について

### — 福江商工会議所情報発信中 —

- 福江商工会議所ホームページ <http://www.fukue-cci.org/>
- 福江商工会議所 Facebook
- 福江商工会議所は、docomo無料wi-fiがご利用可能です!!

皆様のご意見、ご要望がありましたらお寄せください。

# 令和4年 新年祝賀交歓会開催

1. 日 時 令和4年1月4日(火)  
10時30分～12時30分
2. 場 所 カンパーナホテル2階
3. 参加者 約100名

新型コロナウイルス感染症の影響により昨年の交歓会は中止を余儀なくされましたが、本年は人数制限に加えて体温測定、消毒、マスク着用など万全を期し、新型コロナウイルス感染症対策を行ない開催致しました。開催にあたり清瀧会頭より新年に向けての挨拶の他、ご来賓を代表して2名（五島市長 野口市太郎様、長崎県五島振興局 局長 松尾信哉様）のご挨拶を賜り、参加者全員が新年に向けて奮励する心に繋がったものと考えます。開催当日は、午後から1年ぶりに成人式もあり新年祝賀交歓会は短い時間の開催でありましたが、ご臨席を頂きました皆様に感謝申し上げます。

福江商工会議所も地域活性化に向けて事業推進を図ってまいりますので、ますますのご賛同をいただきますようお願い申し上げます。



## 福江商工会議所青年部(福江YEG)会員募集

福江商工会議所青年部は、会員を募集しています。会員相互の親睦と連帯を密にし、青年経済人としての研鑽・企業の発展・地域の振興を図ることを目的にして活動しています。

また、入会すると多様な業種間の事業者と市内・県内はもちろん、全国3万人のYEGメンバーとビジネスサイト等で繋がりを持つことができ、企業のアピールの場として利用することもできます。

多方面に見聞を広めたい方や仲間をつくりたい方なども大歓迎です。

入会希望・お問い合わせは・・・福江商工会議所 TEL.0959-72-3108

担当：平野、吉田、荒尾までお気軽にご連絡ください。



## 福江商工会議所女性会会員募集!!

福江商工会議所女性会は現在会員を募集しています。

主な活動と致しまして、福江みなとまつりへの参加・地域事業への協力・愛のチャリティ歌の祭典の開催など、多岐にわたり活動の場を広げております。

長崎県下の女性会との交流も積極的に行ない、大会や他の女性会の事業に参加することで、島内外での多くの繋がりを深めることもできます!

多方面での見聞を深めたい方、地域を盛り上げたい・振興を図りたい方、会員一同大歓迎しております!

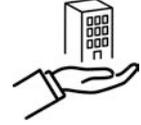
入会希望・  
お問い合わせ

福江商工会議所 TEL.0959-72-3108

(担当：白石、大坪までお気軽にお尋ねください!)

## マル経融資（小規模事業者経営改善資金）

商工会議所や商工会などの経営指導を受けている小規模事業者の商工業者が、経営改善に必要な資金を無担保・無保証人でご利用できる制度です。



### ●マル経融資（小規模事業者経営改善資金）の概要

資金のお使いみち	運転資金	設備資金
融資限度額	2,000万円	
ご返済期間（うち据置期間）	7年以内（1年以内）	10年以内（2年以内）
利率（年）	特別利率F	
保証人・担保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保証人、担保は不要です。</li> <li>・ご利用にあたっては商工会議所会頭、商工会会長等の推薦が必要です。</li> </ul>	

【新型コロナウイルス感染症により影響を受けたみなさまへ】

### ●新型コロナウイルス感染症関連の概要

#### 〈ご利用いただける方〉

新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1カ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している方（※）

※商工会議所、商工会または都道府県商工会連合会の実施する経営指導を受けており、商工会議所等の長の推薦が必要です。

〈ご融資限度額〉 通常のご融資額 + 別枠1,000万円

〈利率〉 【当初3年間】 特別利率F - 0.9%（別枠の1,000万円以内）（注）

【4年目以降】 特別利率F

〈ご返済期間（うち据置期間）〉 設備資金10年以内（4年以内（別枠の1,000万円以内））  
 運転資金 7年以内（3年以内（別枠の1,000万円以内））

（注）1. 「特別利率F - 0.9%」の適用限度額は、新型コロナウイルス感染症特別貸付における「基準利率 - 0.9%」の適用限度額に含まれます。

2. 一部の対象者については、特別利率F - 0.9%の部分に対して中小企業基盤整備機構から利子補給を受けることにより、当初3年間の実質無利子となります。



**日本政策金融公庫**  
 国民生活事業

## 小規模企業共済制度

小規模企業共済制度は、小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が事業をやめられたり、退職されたりした場合に、生活の安定事業の再建を図るための資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。いわば「経営者の退職金制度」といえます。



### 1. 安心・確実？

小規模企業共済制度は、法律（小規模企業共済法）に基づく制度であり、国が全額出資している独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営しています。昭和40年に発足した実績のある制度で、現在128万人の方が加入しています。

### 2. 制度に加入できる人は？

小規模企業共済制度に加入できるのは、次の方々です。

- 常時使用する従業員が20人以下（宿泊業・娯楽業を除くサービス業、商業では5人以下）の個人事業主および会社の役員
- 事業に従事する組合員が20人以下の企業組合の役員、常時使用する従業員が20人以下の協業組合の役員
- 常時使用する従業員が20人以下であって、農業と経営を主として行っている農事組合法人の役員
- 常時使用する従業員が5人以下の弁護士法人、税理士法人等の士業法人の社員
- 小規模企業者たる個人事業主に属する共同経営者（個人事業主1人につき2人まで）

※共同経営者とは、事業主とともに経営に携わっている方で次の①②をともに満たす方となります。

- ①「事業の経営において重要な意思決定をしている、または事業に必要な資金を負担している」
- ②「事業の執行に対する報酬を受けている」

### 3. 毎月の掛け金はどのくらい？

掛金月額は1,000円から70,000円の範囲内（500円単位）で自由に選べます。

加入後も掛金月額は増額・減額できます。

また、払込み方法も「月払い」「半年払い」「年払い」からお選びいただけます。

### 4. 掛金は税法上どんなメリットがあるの？

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。  
 （1年以内の前納掛金も同様です）

### 5. 共済金はどんなときに受け取れるの？

共済金は廃業時・退職時に受け取れます。満期はありません。  
 例）共同経営者の方は、個人事業主の廃業に伴う退任など。  
 ※共済金等の請求事由が生じて、特定の要件に該当すれば、共済金等を受け取らずに、所定の手続きをすることによって、それまでの掛金納付月数を通算して共済契約を続けることができます。

### 6. 共済金の受取り方法と税法上の取扱い？

共済金の受取りは、「一括」「分割（10年・15年）」「一括と分割の併用」いずれかをお選びいただけます。税法上、一括受取りによる共済金は「退職所得扱い」、分割受取りによる共済金は「公的年金等の雑所得扱い」となります。

### 7. 事業資金も借り入れできるの？

契約者（一定の資格者）の方は、納付した掛金合計額の範囲内で、事業資金等の貸付けが受けられます（担保・保証人は不要）。

#### 【貸付けの種類】

一般貸付け、疾病災害時貸付け、創業転業時・新規事業展開等貸付け、福祉対応貸付け、緊急経営安定貸付け、事業承継貸付け、廃業準備貸付け

※その他、制度の詳細い内容については、「小規模企業共済制度のしおり」をご覧ください。

中小法人・個人事業者のための

**事業復活支援金**

コロナの影響を受けた事業の継続・回復を支援

申請期間

2022年1月31日(月)～5月31日(火)

給付対象

**①と②を満たす 中小法人・個人事業者が給付対象** となり得ます。

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者
- ② 2021年11月～2022年3月のいずれかの月(対象月)の売上高が、  
2018年11月～2021年3月の間の任意の同じ月(基準月)の売上高と比較して  
50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者

※計算に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策として国又は地方公共団体による支援施策により得た給付金、補助金等は、各月の事業収入から除きます。ただし、対象月中に地方公共団体による時短要請等に応じており、それに伴う協力金等を受給する場合は、「対象月中に時短要請等に応じた分」に相当する額を、対象月の事業収入に加えます(給付額の算定においても同じ)。

給付額

**中小法人等** 上限最大 **250万円** **個人事業者等** 上限最大 **50万円** を支給します。

**給付額** 基準期間<sup>※1</sup>の売上高－対象月の売上高×5か月分

※1 2018年11月～2019年3月／2019年11月～2020年3月／2020年11月～2021年3月のいずれかの期間(基準月を含む期間であること)

給付上限額

売上高減少率	個人	法人		
		年間売上高 <sup>※2</sup> 1億円以下	年間売上高 <sup>※2</sup> 1億円超～5億円以下	年間売上高 <sup>※2</sup> 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%以上50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

※2 基準月を含む事業年度の年間売上高

以下に当てはまる方は申請が簡単です。是非ご活用ください。

**一時支援金または月次支援金を受給された方**

事前確認が不要! 提出書類が少ない!  
過去の申請情報を活用可能!

**登録確認機関と「継続支援関係」に当たる方**

事前確認を簡略化! 提出書類が少ない!

## 新型コロナウイルス感染症の影響

以下のいずれかによる影響を受けて売上減少している方が対象です。

- ①国や地方自治体による、自社への休業・時短営業やイベント等の延期・中止その他のコロナ対策の要請  
※個人消費の機会の減少につながるもの



- ②国や地方自治体による要請以外で、コロナ禍を理由として顧客・取引先が行う休業・時短営業やイベント等の延期・中止



- ③消費者の外出・移動の自粛や、新しい生活様式への移行



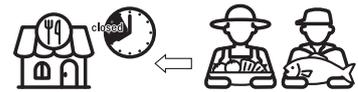
- ④海外の都市封鎖その他のコロナ関連規制



- ⑤コロナ関連の渡航制限等による海外渡航客や訪日外国人旅行者の減少



- ⑥顧客・取引先が①～⑤のいずれかの影響を受けたこと



- ⑦コロナ禍を理由とした供給減少や流通制限



- ⑧国や地方自治体による休業・時短営業やイベント等の延期・中止その他のコロナ対策の要請  
※業務上不可欠な取引や商談機会の制約につながるもの



- ⑨国や地方自治体による就業に関するコロナ対策の要請



上記に記載されたいずれかの新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことについて、その裏付けとなる書類の追加提出を求める場合があります。

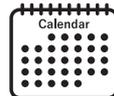
## 新型コロナウイルス感染症の影響とは関係のない以下の場合には給付対象とはなりません



実際に売上が減少したわけではないにも関わらず、通常事業収入を得られない時期（事業活動に季節性があるケース（例：夏場の海水浴場）における繁忙期や農産物の出荷時期以外など）を対象月とすることにより、算定上の売上が減少している場合は給付対象外です。



売上計上基準の変更や顧客との取引時期の調整により売上が減少している場合は給付対象外です。



要請等に基づかない自主的な休業や営業時間の短縮、商材の変更、法人成り又は事業承継の直後などで単に営業日数が少ないこと等により売上が減少している場合は給付対象外です。

誤って申請することのないよう、よくご確認ください。

### 相談窓口

電話番号のお掛け間違いが発生しております。お問い合わせの際は、電話番号をよくお確かめのうえ、お掛け間違いのないようお願い申し上げます。

**0120-789-140**

（携帯電話からもつながります）

※お電話は大変混み合うことが予想されますので、ホームページでも活用ください。

IP電話専用回線 **03-6834-7593**

受付時間 **8:30-19:00**  
（土日・祝日含む全日）

### ホームページ



事業復活支援金 検索

<https://jigyuu-fukkatsu.go.jp/>

⚠ 不正受給は犯罪です！

## 飲食店等に対する営業時間短縮要請に伴う協力金について

1月26日、新型コロナウイルス感染拡大に伴い「まん延防止等重点措置適用地域」が長崎県下の全市町に拡大されました。長崎県では、市内飲食店及び遊興施設に対し、1月28日から2月13日まで営業時間の短縮等を要請いたします。つきましては、本要請に応じて、営業時間の短縮等にご協力いただいた飲食店等に、協力金を支給いたします。

**1 要請期間** 令和4年1月28日（金曜日）から2月13日（日曜日）まで

### 2 要請内容

- 午後8時以降も営業している飲食店及び遊興施設に対し、午後8時から翌朝午前5時までの間の営業を行わないよう要請します。
  - 終日、酒類の提供・持ち込みを行わないよう要請します。
- なお、「ながさきコロナ対策飲食店認証制度」の認証の有無にかかわらず、同様に要請します。

### 3 対象施設（令和3年8月・9月の要請時と同様です）

食品衛生法の飲食店・喫茶店営業許可を受けている飲食店及び遊興施設（飲食スペースを有するもの）

- ◎具体例 … 居酒屋、レストラン、スナック、バー、キャバレー、ナイトクラブ、ライブハウス、カラオケボックス等
- ◎対象外 … 宅配・テイクアウトサービス専門店、スーパーやコンビニのイートインスペース、自動販売機コーナー、飲食スペースを有さないキッチンカー等

### 4 協力金の概要

全期間で営業時間の短縮にご協力いただいた店舗を対象に、協力金を支給します。

なお、午後8時以降からの営業を行う店舗などが休業を行う場合も支給の対象となります。

- ◎協力金の申請方法 … 現在、申請様式等について整備中です。準備ができ次第、ホームページ等にてお知らせします。新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、前回同様に郵送での申請受付となります。申請の時期については、要請期間終了後の2月14日からとなります。

- ◎協力金の支給金額（店舗ごとに支給します）

店舗の事業規模（売上高）に応じて決まります。

- ・1店舗あたり以下の「1日あたりの支給額×日数（17日間）」
- ・要請期間の全期間で営業時間短縮等にご協力いただいた店舗が対象
- ・「ながさきコロナ対策飲食店認証制度」の認証の有無にかかわらず同額

### 5 お問い合わせ先

- ◎五島市緊急経済対策本部

電話番号 **0959-72-6111（代表）内線197又は198**

**0959-76-3350**（2月7日以降はこちらの番号におかけください。）

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで（土日祝日は除く）

住 所 五島市福江町1番1号 五島市役所新棟2階（商工雇用政策課横）

## 令和4年3月までの雇用調整助成金の特例措置等について

業況の  
再確認



令和3年12月末までに業況特例を利用している（＝業況の確認を既に行った）事業主が、判定基礎機関の初日が令和4年1月1日以降の休業等について申請を行う場合は、最初の申請において、業況特例の対象となることについて、業況の再確認を行いますので、売上等の書類の再提出が必要になります。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和3年12月31日を期限に雇用調整助成金の特例措置を講じてきましたが、この特例措置は令和4年3月31日まで以下の通りとなります。

### 特例措置の内容について

判定基礎期間の初日	令和3年	令和4年	
	5月～12月	1月・2月	3月
中小企業 原則的な措置	4/5(9/10) 13,500円	4/5(9/10) 11,000円	4/5(9/10) 9,000円
業況特例・地域特例	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円	

(注) 金額は1人1日あたりの上限額、括弧書きの助成率は解雇等を行わない場合

**お願い** 制度の見直し等の都度支給申請様式を改定しています。支給申請の都度、厚生労働省HPから最新様式のダウンロードをお願いします。

**その他** 雇用保険被保険者以外の方に対する休業手当については、「緊急雇用安定助成金」として支給しています。

### 不正受給への対応を強化します

偽りその他不正の行為により助成金の支給を受け、または受けようとした事業主については、返還請求・公表などを行っています。

**お問合せ先** ご不明な点は、以下のコールセンターまでお問い合わせ下さい。

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター

TEL.0120-60-3999 受付時間 9:00～21:00 土日・祝日含む

厚生労働省・長崎労働局・県内各ハローワーク

厚生労働省HP

